

# 1日30分 徴収法合格ノート

第15日目 平成24年労災-第10問 (第1種特別加入保険料の額の算定)

## 過去問

個人事業主が労災保険法第34条第1項の規定に基づき、中小事業主等の特別加入の承認を受けた場合、当該事業主に係る当該承認を受けた保険年度の第1種特別加入保険料の額の算定の仕方について、正しいものは次のうちどれか。

なお、事業の種類等は次のとおりである。(労災保険率を修正しています。)

- ・ 事業の種類 飲食店
- ・ 当該事業に係る労災保険率 1000分の3.5
- ・ 中小事業主等の特別加入申請に係る承認日 平成28年12月15日
- ・ 給付基礎日額 8千円
- ・ 特別加入保険料算定基礎額 292万円

- (A)  $8 \text{ 千円} \times 107 \text{ 日} \times 1000 \text{ 分の } 3.5$
- (B)  $8 \text{ 千円} \times 108 \text{ 日} \times 1000 \text{ 分の } 3.5$
- (C)  $292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の } 1 \times 3 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の } 3.5$
- (D)  $292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の } 1 \times 3.5 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の } 3.5$
- (E)  $292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の } 1 \times 4 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の } 3.5$

## 1日30分 徴収法合格ノート

### 解答

正解は（E）になります。

解答方法として、（A）～（E）を、2つのグループに分けることができます。

$$\left. \begin{array}{l} \text{(A)} \quad 8 \text{ 千円} \times 107 \text{ 日} \times 1000 \text{ 分の } 3.5 \\ \text{(B)} \quad 8 \text{ 千円} \times 108 \text{ 日} \times 1000 \text{ 分の } 3.5 \end{array} \right\}$$

$$\left. \begin{array}{l} \text{(C)} \quad 292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の } 1 \times 3 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の } 4 \\ \text{(D)} \quad 292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の } 1 \times 3.5 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の } 4 \\ \text{(E)} \quad 292 \text{ 万円} \times 12 \text{ 分の } 1 \times 4 \text{ か月} \times 1000 \text{ 分の } 4 \end{array} \right\}$$

特別加入の保険料算定に関して、107日、108日等の日数での計算はしないので、  
（A）（B）は誤り

同じく、1月単位での計算なので（D）の3.5か月は誤り。

（C）の3月か（E）の4月に絞られますが、平成28年12月15日に特別加入の承認を受けたということで、12月、1月、2月、3月の4カ月、つまり（E）が正解になります。

問題文には、労災保険料率や業種、給付基礎日額や特別加入保険料算定基礎額等の数字が記載されていますが、問題の論点は、加入期間の月数の考え方だけの内容になります。

# 1日30分 徴収法合格ノート

## 特別加入保険料の概略

### 【特別加入保険料の種類】

種類	内容
第1種特別加入保険料	労災保険に係る中小事業主等の特別加入
第2種特別加入保険料	労災保険に係る一人親方等の特別加入
第3種特別加入保険料	労災保険に係る海外派遣者の特別加入

### 【特別加入保険料の計算式】

	計算式
原則	特別加入保険料の額 = 保険料算定基礎額の総額 × 特別加入保険料率
例外	<p>○年度の途中で新たに特別加入者となった場合 ○年度の途中で特別加入者でなくなった場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>特別加入保険料の額 = 給付基礎日額 × 365/12 × <u>加入期間の月数</u> × 特別加入保険料率</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p><b>パターン</b> 1カ月未満の端数は1カ月として計算</p>

# 1日30分 徴収法合格ノート

## 個別解説 選択肢 (A) (B) 誤り

中小事業主等の特別加入の承認を受けた場合、当該事業主に係る当該承認を受けた保険年度の第1種特別加入保険料の額の算定の仕方について

- ・ 事業の種類 飲食店
- ・ 当該事業に係る労災保険率 1000分の3.5
- ・ 中小事業主等の特別加入申請に係る承認日 平成28年12月15日
- ・ 給付基礎日額 8千円
- ・ 特別加入保険料算定基礎額 292万円

- (A) 8千円 × 107日 × 1000分の3.5  
 (B) 8千円 × 108日 × 1000分の3.5

平成28年12月15日に特別加入の承認を受けたということで、年度の途中加入になります。

### 【特別加入保険料の計算式】

	計算式
原則	特別加入保険料の額 = 保険料算定基礎額の総額 × 特別加入保険料率
例外	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>年度の途中で新たに特別加入者となった場合</u></li> <li>○ <u>年度の途中で特別加入者でなくなった場合</u></li> </ul> </div>

年度途中での計算式は、

特別加入保険料の額 =

$(\text{給付基礎日額} \times 365) \div 12 \times \text{加入期間の月数} \times \text{特別加入保険料率}$

給付基礎日額（1日当たりの単価）に365を乗じることにより年間の収入に換算  
保険料算定基礎額を算出

保険料算定基礎額を12で除すことにより1カ月当たりの収入に（A）

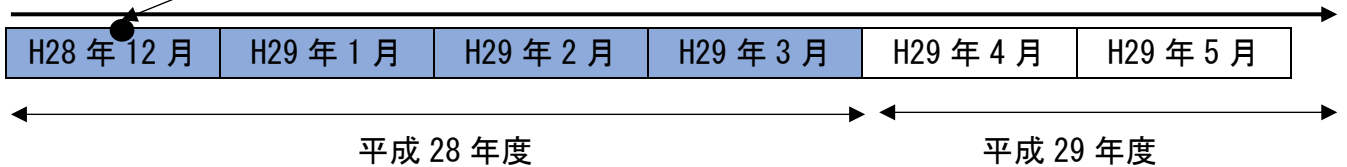
（A）に実際の加入期間の月数を乗じることにより、その期間の保険料算定基礎額を算出

# 1日30分 徴収法合格ノート

つまり、年度途中で加入した場合や、途中で脱退した場合は、下記の内容で月数を決定します。(1カ月未満の端数は1カ月で端数処理)

	加入時	脱退時
継続事業	承認日の属する月で端数処理	消滅日の前日の属する月を端数処理
勇気事業	加入日から地位消滅日の前日までの期間	

設問の場合、平成28年12月15日に特別加入の承認を受けたということで、加入期間の月数は、4カ月になります。



計算式に当てはめていくと

年度途中で加入した場合の特別加入保険料算定基礎額

$$= (\text{給付基礎日額} \times 365 / 12) \times \text{加入月数}$$

$$8,000 \text{円} \times 365 / 12 \times 4 = 2,920,000 \text{円} \div 12 \times 4 = 973,333 \text{円} \Rightarrow 973,000 \text{円}$$

1,000円未満の端数切捨て

従って、

(A)  $8 \text{千円} \times 107 \text{日} \times 1000 \text{分の} 3.5$

(B)  $8 \text{千円} \times 108 \text{日} \times 1000 \text{分の} 3.5$

の計算式は、日割り計算をしているため誤りになります。

# 1日30分 徴収法合格ノート

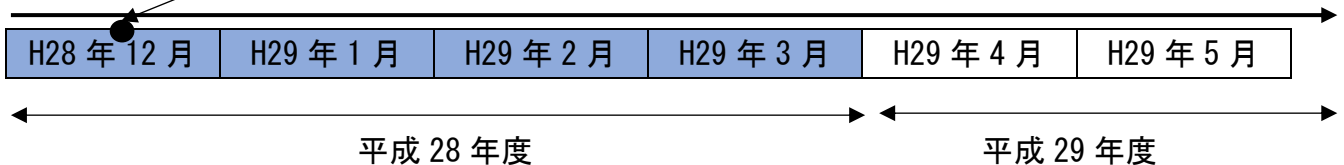
個別解説 選択肢 (C) 誤り (D) 誤り (E) 正解

中小事業主等の特別加入の承認を受けた場合、当該事業主に係る当該承認を受けた保険年度の第1種特別加入保険料の額の算定の仕方について

- ・ 事業の種類 飲食店
- ・ 当該事業に係る労災保険率 1000分の3.5
- ・ 中小事業主等の特別加入申請に係る承認日 平成28年12月15日
- ・ 給付基礎日額 8千円
- ・ 特別加入保険料算定基礎額 292万円

- (C)  $292 \text{万円} \times 12 \text{分の} 1 \times 3 \text{か月} \times 1000 \text{分の} 4$  (誤り)  
(D)  $292 \text{万円} \times 12 \text{分の} 1 \times 3.5 \text{か月} \times 1000 \text{分の} 4$  (誤り)  
(E)  $292 \text{万円} \times 12 \text{分の} 1 \times 4 \text{か月} \times 1000 \text{分の} 4$  (正解)

設問の場合、平成28年12月15日に特別加入の承認を受けたということで、加入期間の月数は、4カ月になります。



(C)(D)ともに、加入期間の月数が違うので誤りになります。